

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年12月6日(金) 9時30分～

2 場 所 田布施町保健センター 多目的ホール

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 永 日 幸 一

署名委員 田 熊 享 子

議長 ただ今から、令和6年第12回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と田熊委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より西3kmに位置する農用地です。位置は3条-1で示しています。取得目的は経営規模拡大です。申請地は、以前から譲受人が利用権設定により耕作を行っていた耕地であり、取得後も継続的に水稻作付を行う予定とのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山城委員 今回の譲り受けされる方はですね、この地域一帯の農地を預かってですね、耕作されております。まあ今回、その一部を取得されるということで、取得されて引き続き耕作を続けられるということで、問題はありません。

福本委員 えー、今おっしゃられたとおりです。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番

は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6をご覧ください。申請地は、役場より南1.7kmに位置する第二種です。位置は4条－1で示しています。転用目的は事業用駐車場です。譲受人は板金、樋（とい）、左官業を営んでおり、現在既存倉庫及び自宅の空き地を利用して車を停めているとのことで、仕事の器具や道具の整理、出し入れが不便なことから、新たに駐車場を設け車を別の場所に移転したい希望があり、この度の申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 これもまああんまり広い場所ではないし、駐車場としては良さそうですし、特に問題ないと思います。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8をご覧ください。申請地は、役場より東1kmに位置

する第三種です。位置は5条－1で示しています。転用目的は自己用住宅です。県外在住の譲受人は町内に実家があり、この度地元に戻るにあたり、新たに住居が必要となったことから申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、本町の町中で、所有者〇〇さんの道を挟んだ向かいの田んぼになります。町に引っ越して来られるということで、人口も増えますので別に問題はありません。

南委員 はい、私も同様でございます。問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。はい、時廣委員。

時廣委員 はい、ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、以前なんかあった家族とかそういったところに、田んぼを譲るのはオッケーみたいなこと話があったような気がするんですけど、これはご親戚とかではないんですよね？

議長 名前が違いますよね。

事務局 ご親戚というような話は伺ってはいません。

時廣委員 そういったことでも全然問題なく許可が出ればオッケーということなんですよね？

事務局 今回おそらく不動産屋に1枚田んぼを預けられてて、そこでまあ不動産屋を介してその売買されたものだと思います。なので、知り合いかと言われるとそうではないと思います。

時廣委員 もうその場合は、(聞き取り不可)

事務局 まあそうですね、預かり物件として。

事務局 全然他人の土地をちゃんと正当な売買契約等が成立していれば、全然親戚でなくても、農地を買い入れて転用したりといったことは出来ます。

時廣委員 じゃあこれからはこういったことが、田んぼがどんどんされて宅地

に出来るということなんですかね？

議長 ここは3種ですから、農地区分が。あの、連続して農地があつて、いくら3種でも周りの農地に水利権の関係で水がいかななくなるとか、そういうことがあればですね、農業委員会で不許可にしますけれども、そういう連続した農地にしようがなければ、第3種農地ですから任意の売買はきくと思いますし、でまあ今はもう3反、5反要件という農地持つてなければ買えないという時代ではありませんので、あの無用な農地、遊んでいる農地は有効に利用するという形で政府もだんだん方向が変わっておりますので、まあそういうことでご理解いただけたらと思います。

時廣委員 見に行ったんですけど、木が生えたりしている、あそこですか？

塩田委員 えっと状況はですね、木は生えてないですね。〇〇さんの家の道があつて、ほとんど向かいで、これで言うと366-3は、多分ですね、田んぼから畑にされてたみたいで、もう作っておられないので、雑草になってます。その次の366-4は田んぼで休耕田ということです。一応調べに行ったときに奥さんとも丁度話をして、もう数年間耕作してないからという話でした。

南委員 あの時廣さん近くにハウスがあるからある程度分かると思うんですが、あれのちょっと向こう側っちゅーか、あのあんまり極端には荒れてはないんですがね、まあある程度維持管理をされているようには理解をしております。まあ場所によってですね、1種2種色々ありますから、それによって条件が色々変わってくるということをご理解いただけたらと思います。

時廣委員 今後も勉強のために分からんことがあれば、質問させていただこうと思います。

議長 まああの、分からんことがあればですね、今のようにご質問いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。分かる範囲内ではお答えしたいと思います。その他よろしいでしょうか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と9をご覧ください。申請地は、役場より東1kmに位置する第三種農地です。位置は5条ー2で示しています。転用目的は宅地分譲です。利便施設も周辺にあり、住環境ともに恵まれているため需要が見込めることから、申請地を選定したとのことです。先程の5条ー1の南側の土地になります。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 先程申したように、内容としては同じ内容で別に問題はありません。

南委員 私も以上でございます。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号2番は原案のとおり決定致しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和6年第12回田布施町農業委員会総会を閉会します。